

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところでもあります。

本市においては、御調町地域、瀬戸田町地域が過疎地域自立促進特別措置法第33条2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受けています。

この間、医療の確保、高齢者の保健、教育の振興など、各種事業の推進により、一定の進展を見てはいるものの、全国的な傾向と同様に、依然として過疎化に歯どめがかからない状況にあります。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、政府におかれましては、新たな過疎対策法の制定をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月17日

尾道市議会

関係行政庁あて